

地域における医療及び介護を総合的に確保するための仕組み（イメージ）

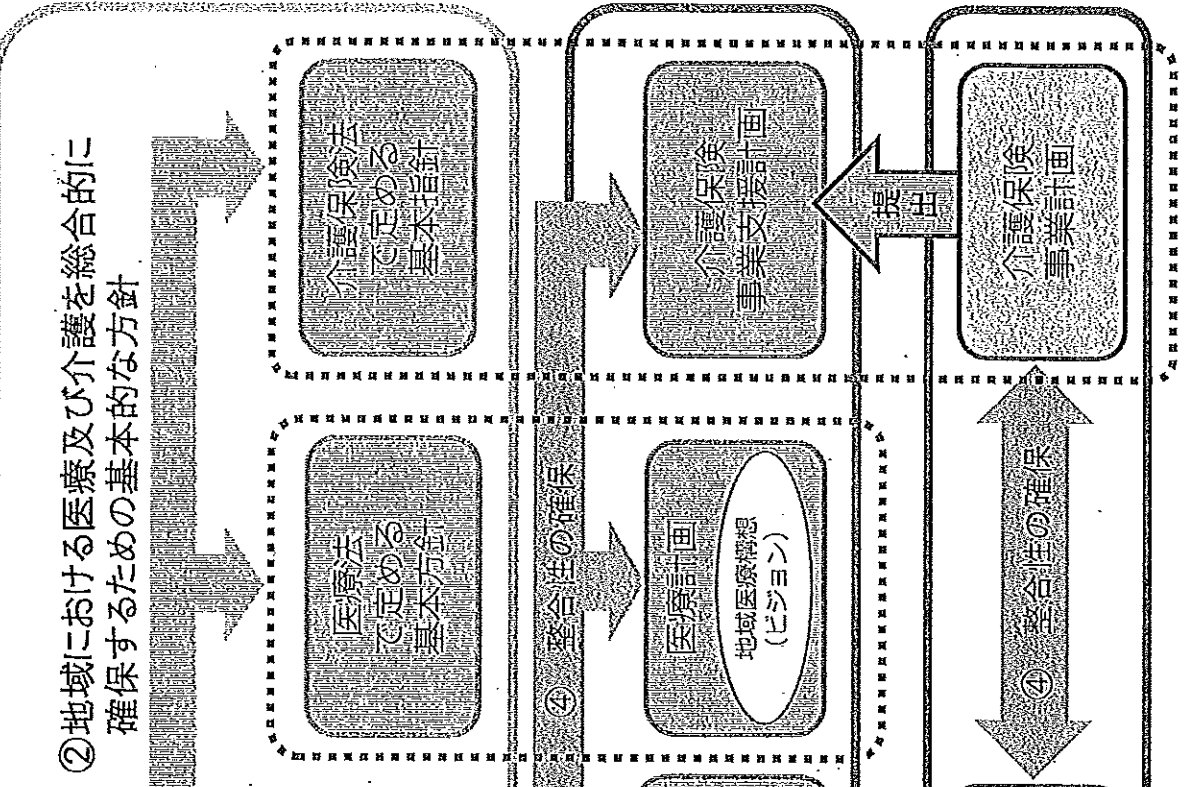
総合確保方針（法第3条）

- ① 医療と介護の総合的な確保の意義、基本的な方向
- ② 医療法で定める基本方針、介護保険法で定める基本指針の基本となる事項
- ③ 法に基づき都道府県計画、市町村計画の作成、整合性の確保に関する基本的な事項
- ④ 都道府県計画、医療計画、介護保険事業支援計画の整合性の確保
- ⑤ 基金事業に関する基本的な事項（公正性・透明性の確保等）
- ⑥ その他地域における医療及び介護の総合的な確保に関し必要な事項

消費税財源活用（法第7条）

基金（法第6条）
 ×国と都道府県の負担割合は 2/3 1/3

市町村



事業者等（医療機関、介護サービス事業所等）

- ・ 病床の機能分化・連携
- ・ 在宅医療の推進・介護サービスの充実
- ・ 医療従事者等の確保・養成

総合確保方針に関する条文

◎地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（抄）

（総合確保方針）

第三条 厚生労働大臣は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（以下「総合確保方針」という。）を定めなければならない。

2 総合確保方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項

二 地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第一項に規定する基本方針及び介護保険法第百十六条第一項に規定する基本指針の基本となるべき事項

三 次条第一項に規定する都道府県計画及び第五条第一項に規定する市町村計画の作成並びにこれらの整合性の確保に関する基本的な事項

四 前二号に掲げるもののほか、地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、次条第一項に規定する都道府県計画、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画（以下「医療計画」という。）及び介護保険法第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）の整合性の確保に関する事項

五 公正性及び透明性の確保その他第六条の基金を充てて実施する同条に規定する都道府県事業に関する基本的な事項
六 その他地域における医療及び介護の総合的な確保に関し必要な事項

3 厚生労働大臣は、総合確保方針の案を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、医療又は介護を受ける立場にある者、都道府県知事、市町村長（特別区の区長を含む。次条第四項及び第十条において同じ。）、介護保険法第七条第七項に規定する医療保険者（次条第四項及び第五条第四項において「医療保険者」という。）、医療機関、同法第百十五条の三第二項に規定する介護サービス事業者（次条第四項及び第五条第四項において「介護サービス事業者」という。）、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

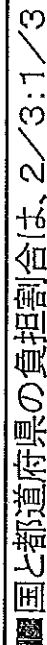
4 厚生労働大臣は、総合確保方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

平成26年度
：公費で904億円

- 【新たな財政支援制度の仕組み(案)】

①国は、法律に基づく基本的な方針を策定し、対象事業を明確化。
②都道府県は、計画を厚生労働省に提出。
③国・都道府県・市町村が基本的な方針・計画策定に当たって公正性及び透明性を確保するため、関係者による協議の仕組みを設ける。
※国が策定する基本的な方針や交付要綱の中で、都道府県に対して官民に公平に配分することを求める旨を記載するなどの対応を行う予定。(公正性及び透明性の確保)

1. 病床の機能分化・連携のために必要な事業
- (1) 地域医療構想(ヒジョン)の達成に向けた医療機関の施設・設備の整備を推進するための事業 等
2. 在宅医療・介護サービスのための充実のために必要な事業
- (1) 在宅医療(歯科・薬局を含む)を推進するための事業
- (2) 介護サービスの施設・設備の整備を推進するための事業 等
3. 医療従事者等の確保・養成のための事業
- (1) 医師確保のための事業
- (2) 看護職員の確保のための事業
- (3) 介護従事者の確保のための事業
- (4) 医療・介護従事者の勤務環境改善のための事業 等



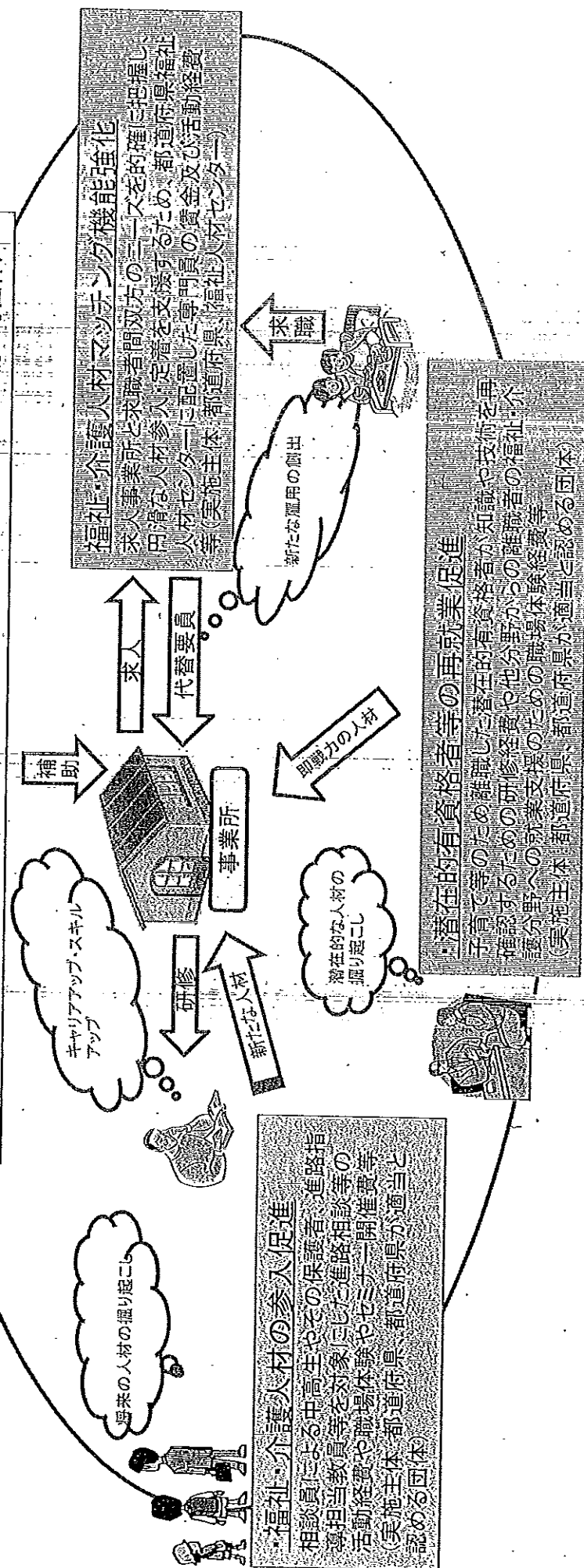
福祉・介護人材確保緊急支援事業

- 緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金事業において、平成25年度補正予算で所要額の積み増しを行い、都道府県が実施する福祉・介護人材確保のための事業を支援
(参考) 平成25年度補正予算 520億円の内数

事業イメージ

・介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保

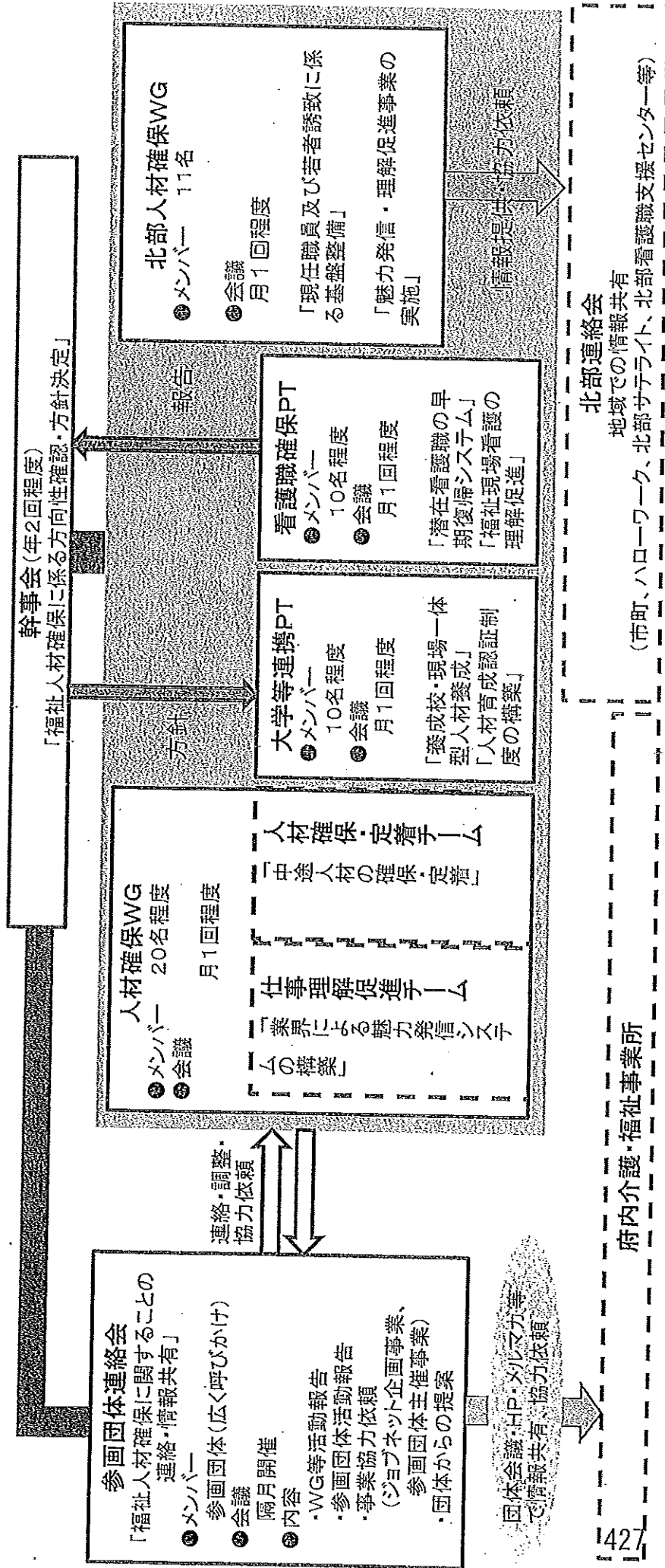
介護従事者が介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」を受講する際に必要な代替要員を雇いあげるための費用を補助(実施主体:都道府県、都道府県が適当と認める団体)



京都府における介護人材確保・定着に向けた取組

- I 福祉人材育成認証制度の普及・推進
- II 3年間(平成24年度～平成26年度)で新たに福祉人材6,000人の確保及び定着を推進
- III 府北部地域での福祉人材確保(3年間で900人)
- 「きょうと介護・福祉ジョブネット」の構築。
 - ・介護現場の職員、関係団体、職能団体が参集し意見を交わす人材のプラットフォームにおいて、プロジェクトチームやワーキンググループを設置し、人材確保・定着に向けた事業や大学等と連携した取組を実施。

きょうと介護・福祉ジョブネットの構成



広島県における介護人材確保・定着に向けた取組

第5期ひろしま高齢者プラン

・質の高い人材育成・確保に向けた事業者、関係団体等の主体的な取組を促し、総合的に支援

保険者や事業者等の主体的な取組を促進するため協議会を設置

広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会 ※運営は広島県社協、運営経費は広島県の負担

【構成員】※以下のように行政や職能団体、事業者団体などで構成

広島県、広島労働局、広島県社会福祉協議会、広島県看護協会、広島県介護福祉士会、広島県社会福祉士会、日本介護福祉士養成施設協会、日本社会福祉教育学校連盟、日本社会福祉士養成施設協会、介護労働安定センター、広島県社会福祉施設経営者協議会、広島県老人福祉施設連盟、広島県老人保健施設協議会、広島県身体障害者施設協議会、広島県知的障害者福祉協会、広島県訪問介護事業連絡協議会、広島県生活協同組合連合会、広島県教育委員会、(広島県市長会、広島県町村会：平成25年度参画予定)

【情報提供・啓発部会】

- ◎ 社会的認知の確立や中・高校生
の理解促進に向けた情報提供や啓
発

【人材確保・育成部会】

- ◎ 福祉介護人材の安定的確保に向
けた体制の整備
- ◎ 従事者全体の知識・技術の底止
げと高度な資質を有する人材の育成

【就業環境改善部会】

- ◎ 福祉・介護事業所における就業
環境改善の推進

広島県におけるビジョンの共有⇒利用者・従事者にとっての「魅力ある環境づくり」

【情報提供・啓発に関する取組】

- ◎ 小学校、中学校、高等学校への介護職の
実態を描写した図書(コミック)の寄贈
- ◎ 「介護の日フェスタin広島」の実施、「介護
の日」ポスター募集
- ◎ 職業の選択肢としての動機付けのため、
学生等への施設見学&体験バスツアーの
実施 等

【人材確保・育成に関する取組】

- ◎ マッチング機会を提供するため、合同
求人説明会や合同就職相談会を開催
- ◎ 介護職の就業体験の実施
- ◎ 新人教育を充実させるための新任職
員教育担当者研修の実施
- ◎ 事業所選択・眼養成講座や人材確保
能力向上研修の開催 等

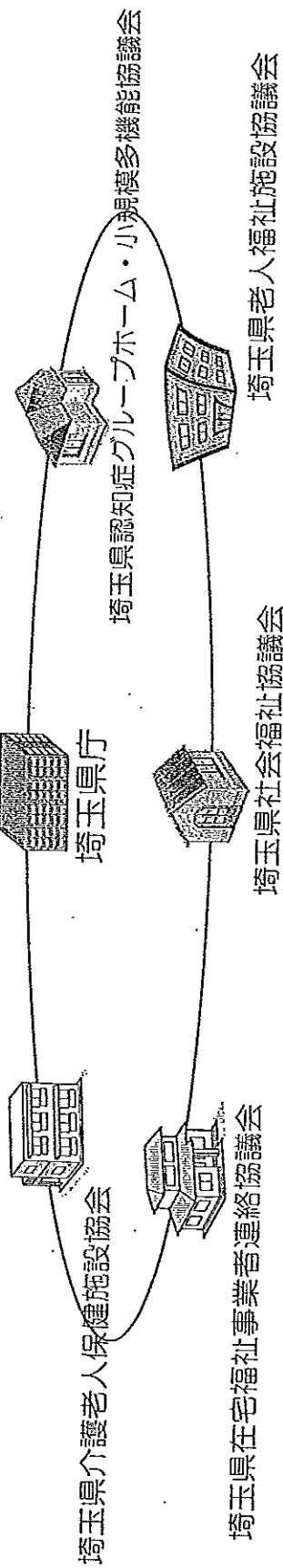
【就業環境の改善に関する取組】

- ◎ 自己点検ツールの提供による人材の
確保・定着に向けた就業環境改善等の
取組の促進
- ◎ 就業環境改善シンポジウムの開催に
よる改革・発展に向けた機運醸成と意
識改革の促進 等

埼玉県における介護人材の確保・定着に向けた取組

介護職員しかり応援プロジェクト

介護職員しかり応援プロジェクトチームの設置



介護人材の確保・定着に向けた取組方針

- ◎介護職のイメージアップ
- ◎魅力ある職場づくりの促進
- ◎介護職員の給与アップ

介護職員合同入職式の実施

- ・新たに介護職員となった方を知事が激励
- ・知事メッセージの交付や記念講演を実施
- ・平成25年度は262事業所から約800人が参加

表彰の実施

- ・離職率が低い事業所や資格取得に積極的な事業所等を表彰
- ・優れた処遇を行った介護職員や事業所を表彰

介護職員給与改善の取組

- ・経験や資格に応じたモデル給与表を作成し事業所に給与改善の働きかけ
- ・給与水準が低い事業所に公認会計士を派遣し、個別指導を実施

魅力ある取組の情報発信

- ・県や各団体のHP等 ⇒ プロジェクトのPR、表彰対象事業所の取組紹介、介護職員からのビデオメッセージなど

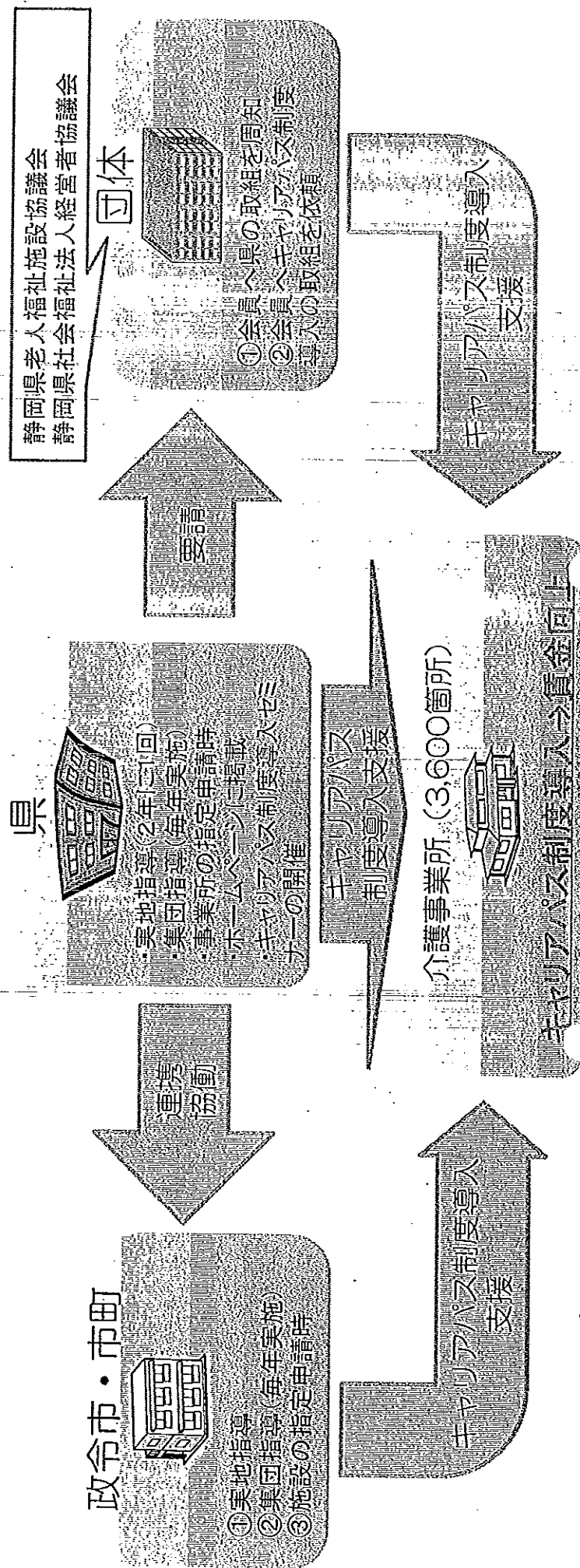
静岡県における介護人材の確保・定着に向けた取組

○ 介護人材の確保対策の一環として、介護職員の賃金水準の向上を図り、介護職員が長く働きやすい環境をつくるため、各事業所にキャリアパス制度の導入を支援する取組を実施。

<背景>

- ・県内の有効求人倍率は、平成25年3月現在、全産業では0.78倍だが、介護分野は2.02倍と慢性的な人材不足の状況。
- ・人材不足の要因としては、賃金水準の低さがあり、賃金水準が低いのは勤続年数が短いことが原因との認識。
- ・処遇改善加算は、全事業所の81.7%が算定。ただし、キャリアパス要件の「要件Ⅰ」を算定している事業所は、特別養護老人ホームでは81.7%であるが、居宅系サービス事業所では57.9%と低くなっている。

○ 具体的な取組としては、キャリアパス制度導入セミナーの開催や、実地指導等の際にキャリアパスの参考例（平成24年度作成）を提示することなどにより、キャリアパス制度導入を促す。



高知県における介護人材の確保・定着に向けた取組

- 高知県では、少子高齢化が進む中、介護の担い手となる介護職員の不足が懸念されるという問題意識のもとで、介護人材の確保・定着に向けた取組として、積極的な広報活動を展開している。
- 具体的には、福祉・介護の仕事について、正しい認識を広めるとともに、より多くの若い世代に福祉・介護分野への就業を選択してもらえよう、福祉・介護の仕事の魅力を伝えるため、パンフレットを作成し、県内の中学校、高校、専門学校等に配布するなどの取組を行っている。

広報

(パンフレット・TV)

【漫画を活用したPR広報】

- くさか里樹さん(高知県出身)の漫画「ヘルプマン」のイラストを使用したパンフレットを7万部作成し、県内の中学校・高校・専門学校に配布。

【テレビを活用したPR広報】

- 毎週月曜日に3分間程度の番組枠の中で、県内で介護の仕事に従事している若者をクローズアップし、介護の仕事の魅力をPRしている。

セミナーの開催

- 中山間地域の介護人材の確保に向けた取組として、中高生や保護者、福祉の仕事に興味のある一般の方を対象にセミナーを開催。
※平成25年度からの新規事業として実施
- セミナーでは、希望者に対して施設見学や介護体験などを実施

協議会の設置
(高知県福祉・介護人材確保推進協議会)

- 高知県庁(福祉部局・労働部局・教育委員会)、高知労働局、ハローワーク、介護労働安定センター、福祉人材センター、看護協会、介護福祉士会、老人福祉施設協議会ほか事業主団体、専門学校などが参加。
- 人材確保に関する取組の情報共有の場として、協議会を設置。
※年2回開催(県庁と労働局が事務局となり、各1回ずつ主催)